

公 示

一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定について

道路運送法第43条の2第1項の規定により一般貸切旅客自動車運送適正化機関を指定したため、道路運送法第43条の2第2項により、下記のとおり公示する。

平成29年 5月25日

中部運輸局長 鈴木 昭久

記

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (適正化機関の名称) | 一般財団法人 中部貸切バス適正化センター |
| (住所) | 愛知県名古屋市中区金山一丁目9番19号 |
| (事務所の所在地) | 愛知県名古屋市中区金山一丁目9番19号 |
| (指定に係る区域) | 愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県 |
| (適正化事業の種別) | 一般貸切旅客自動車運送事業 |
| (一般貸切旅客自動車運送適正化事業の開始の日) | 平成29年 8月 1日 |